

四 發行方法	三 用振替等法の適法	二 の法律項及び根拠	一 發行號名及び記	○ 平成省令第平成二十九年二月三十日第五十九号 國債の發行等に關する省令第十一項の規定に基づき、大藏省告示第50号 財務省告示第59号
-----------	---------------	---------------	--------------	--

務後格競債定特あ争争う札価振の以律社一法会十財三利
 大に競争市め別つ入入。へ格替適下へ債項律計四政回付
 臣行争入場る参て札札に以を機用一平、株
 がわ入札特も加、と発によ下競闘を振替十三式
 各れ札発別の者財同行「争は受法」等の振替
 国るの行参にご務時「発価に日け」三年法
 債入募「加よと大にと行格付本銀も」とい
 市札入と者るに臣行い競し銀の振替
 場でのい・発応がわう(以争て行のう)に
 特あ決う第行募各れ。下入行とと。七
 別つ定。I(限國る、「札わすし。)と
 参てを及非下度債入価「れる。そ規
 加、しひ価額市札格格とる。の定
 者財た価格國を場で競競い入の定。

行 平成省令第平成二十九年二月三十日第五十九号 國債の發行等に關する省令第十一項の規定に基づき、大藏省告示第50号 財務省告示第59号	二 の法律項及び根拠	一 發行號名及び記	○ 平成省令第平成二十九年二月三十日第五十九号 國債の發行等に關する省令第十一項の規定に基づき、大藏省告示第50号 財務省告示第59号
第ニ号法 二関(昭和二十一年)、 三る(昭和二十二年) 号法(三十一年) (三十一年) (三十一年)	第ニ号法 二関(昭和二十一年)、 三る(昭和二十二年) 号法(三十一年) (三十一年) (三十一年)	財務大臣 麻生太郎 太郎	第ニ号法 二関(昭和二十一年)、 三る(昭和二十二年) 号法(三十一年) (三十一年) (三十一年)
付 付 付 付 付	付 付 付 付 付	付 付 付 付 付	付 付 付 付 付
付 付 付 付 付	付 付 付 付 付	付 付 付 付 付	付 付 付 付 付
付 付 付 付 付	付 付 付 付 付	付 付 付 付 付	付 付 付 付 付

六

口

イ

發

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
I 加 場

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 别 債
發 競 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場

五

口

イ

方 募

入 価 法 入
札 格 決
發 競 定
行 争 の

た 条 特 千 国 項 計 十 つ 定 う 額
利 第 別 七 債 の に 五 い に ち 面
付 一 会 十 に 規 関 億 て 基 、 金
国 項 計 六 つ 定 す 八 は づ 財 額
債 の に 億 い に る 千 、 き 政 で
に 規 関 千 て 基 法 三 額 發 法 七
つ 定 す 六 は づ 律 百 面 行 第 千
い に る 百 、 き 第 十 金 し 四 二
て 基 法 九 額 發 四 万 額 た 条 百
、 づ 律 十 面 行 十 円 で 利 第 三
額 き 第 万 金 し 七 、 二 付 一 十
面 發 四 円 額 た 条 特 千 国 項 二
金 行 十 で 利 第 別 百 債 の 億
額 し 七 五 付 一 会 五 に 規 円

込 募 各 当 も 各 発 別 に ご
み 限 国 て の 申 行 参 よ と
の 度 債 る か 述 「 加 る に
応 額 市 。 ら み と 者 發 応
募 の 場 そ の い 、 行 募
額 範 特 の う う 第 へ 限
を 囲 別 応 ち 。 II 以 度
割 内 参 募 応 非 下 額
り に 加 額 募 価 一 を
当 お 者 を 価 格 国 定
て い ご 順 格 競 債 め
る て と 次 の 市 争 る
。 各 の 割 高 入 場 も
申 応 り い 札 特 の

十 イ 一	九 八	ハ	口 イ	七 ハ
發	振額最		払	
価發	替	低行争非者特國行争非者特國入価込	行争非者特國行争非	
格行行	額	入価・別債入価・別債札格金	入価・別債入価	
競価	面	札格第參市札格第參市發競金	札格第參市札格	
争格日	位	發競Ⅱ加場發競Ⅰ加場行争額	發競Ⅱ加場發競	
額	平す額の振	五千	円六六	でた条特
面	成るの記替	万百	百千	千利第別
金	二。整載法	円二	九七	百付一會
額	十九数又の	億	十百	八国項計
百	九倍は規	千	九九	十債のに
円	年の記定	七	億億	八に規関
に	二金録に	十	四二	億つ定す
つ	月額はよ	六	千千	円いにる
き	十三に、る	万	八五	て基法
九	よ最振	円	百百	、づ律
十	日る低替		五七	額き第
二	も額口		十十	面發四
円	の面座		八八	金行十
五	と金簿		万万	額し七

十五

後第
の二
利期
子以

るい日毎
利てを年
子、支六
をそ払月
支の期二
払日と十
う以し日
。前、及
六各び
月支十
間払二
に期月
属に二
すお十

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100 \times 2}$$

規下は期た期平
定、が金と成
す次そ銀額し二
る号の行を、十
期及翌休支次九
日び営業払の年
に第業日う算六
つ十日に式月
い六にたに二
て号支當だよ十
同に払たしり日
じおうる、算を
いへと支出支
て以き払し払

十四

初期利子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100 \times 365}$$

る定り払募年
。す算込入○
る出金決・
期し額定六
日たにのパ
に金加通一
払額え知セ
いを、をン
込第次受ト
む二のけ
も十算た
の号式者
とにには
す規よ、

十一
三二

口

の経利入価・別債行争非者特国入
払過札格第参市及入価・別債札
込利発競Ⅱ加場び札格第参市發
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場行

十額十
七面錢
錢金以
額上
百の
円そ
にれ
つぞ
きれ
九の
十応
二募
円価
七格

二 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
二 大 銀 金 五
十 臣 行 額 十
九 か 百 八
年 ら 円 年
二 通 に 十
月 知 つ 二
十 を き 月
三 受 百 二
日 け 円 十
者 た 日